

自治基本条例の柱は二つあります。一つは「情報公開と共有」です。議会・行政の町民への積極的な情報公開を今まで以上に推進するものです。もう一つは「町民参加の推進」です。議会・行政は、まちの意思決定に幅広い町民が参加できる機会を保障し、町民の声に適切に応答することが求められます。

## 積極的な「情報公開」 「町民参加」の機会を充実

## 町政運営の 最高規範＝ルール

自治基本条例は、町政運営の最高ルールとして決まりや仕組みを定める条例です。より多くの町民の理解と参加により、地域のことは地域で決める、自律したまちづくりを進めるための『まちの憲法』となるものです。

## 質問① ポイント

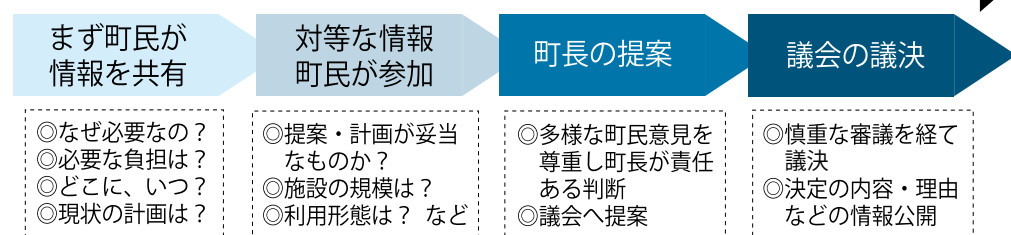
# 自治基本条例の仕組み

？ 今回の広報を読む以前から、自治基本条例のことを知っていましたか？

回答ハガキの各質問に対する関連情報を掲載します。

## 情報共有と町民参加のまちづくり<<一例>> …“〇〇施設”が必要という重要課題があった場合

まちの課題解決（意思決定）のプロセス



（切り取り）

郵便はがき

0 6 9 - 1 5 9 0

料金受取人払郵便

岩見沢支店 承認 60

（受取人）

栗山町松風3丁目252番地  
栗山町経営企画課  
地域政策グループ 行

差出有効期限  
平成24年8月17日  
まで切手をはらずに  
お出ください。

※必ずご記入ください。

性別（男・女）年齢（ ）歳

※自治基本条例についてご意見などがあれば自由にお書きください。

-----  
-----  
-----  
-----

●問い合わせ 町経営企画課地域政策グループ TEL 73-7502(直通)

## ◆自治基本条例のイメージ

2つの原則

情報公開・共有の推進

町民参加の推進

町民・議会・行政の役割と責務

町民参加のルール

重要課題への町民参加機会の保障  
意見等への応答義務

議会運営のルール

開かれた議会運営  
自由な討論の推進  
（議会基本条例）

行政運営のルール

情報公開のルール  
計画策定のルール  
財政運営のルール

# 回答ハガキはこちらです。

- アンケートにお答えいただき、切り取ってそのまま投函してください（切手不要）。
- 裏面に質問項目があります。
- 多くの町民の皆さんの回答をお待ちしています。回答期限は8月17日（金）です。

# 町民アンケート にご協力ください！

町では、くりやまの自治基本条例をつくる会（高橋慎代表）と協力し、広く町民の皆さんの自治基本条例に対する意識を把握するため、今号の紙面を活用したアンケートを実施します。回答された皆さんの意識や声をまとめ、条例案づくりに活かしますので、一人でも多くの町民の皆さんの回答をお待ちしております。

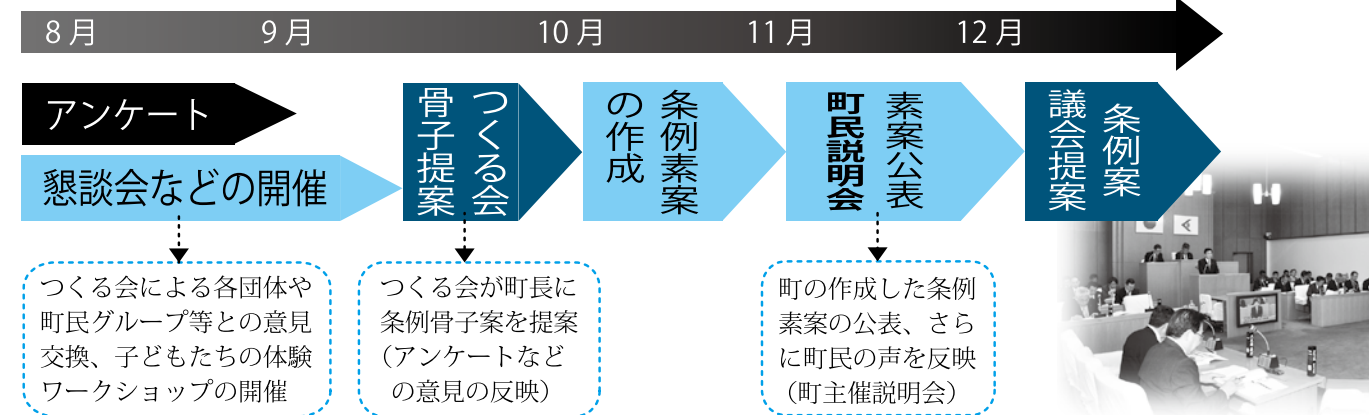
## 回答方法

次ページ下段の回答ハガキに必要事項を記入のうえ、切り取って、そのまま郵便ポストに投函してください。（切手不要）

## 回答期限

8月17日（金）までに投函してください。

## 結果は条例案作成に活かします（制定の流れ）



## ◆くりやまの自治基本条例をつくる会とは？

### 公募町民により学習・検討

公募町民12人で構成され、昨年6月より活動しています。これまで月2回・約30回の打合せ、ニセコ町・片山町長を招いた講演会などをおして、自治基本条例の内容を検討してきました。現在、各団体や女性グループ、若者などを対象に町民懇談会を開催し、多くの町民の声を聴く活動をしています。

### 町長への条例骨子案の提案へ（9月）

つくる会では、今後、懇談会での意見・提案や、今回のアンケート調査結果なども踏まえて、9月に条例骨子案を町長に提案する予定です。町では、つくる会の提案を尊重し、さらに検討を重ねて条例案づくりを進めます。



みんなで作る  
まちの「憲法」  
⑩

# 自治基本条例 の制定に向けて



質問②  
ポイント

# 情報の公開・共有

これまで町政に関する情報が十分に町民に提供され、共有されていたと思いますか？

まちの情報は、  
町民の情報Ⅱ原則公開

議会・行政の  
情報公開を充実

議会・行政の持つ情報は「町民の情報Ⅱ」です。まちの抱える課題・展望など、積極的に情報を公開し、共有することがまちづくりの基本となります。ただし、個人情報保護などは当然必要です。

- 町財政の現状や予算情報を分かりやすく町民に公開
- 大きな投資を伴う事業など重要課題は計画段階から情報を公開
- 審議会などの諸会議を原則公開
- 各年度の主要な成果を公開

(切り取り)

質問③  
ポイント

# 町民参加機会の充実

町政の重要な課題に、多様な町民が参加し、意見を述べる機会の充実が必要だと思いますか？

まちの重要課題は、  
計画から町民が参加

議会・行政が  
参加機会を充実

総合計画や各分野の重要な計画の策定、町民に義務や負担を課す条例の制定、大きな投資を伴う公共施設の新設など、町民生活に影響の大きい重要課題については、計画段階から町民参加を保障するものです。

- 地域や年代、男女に偏りのない町民参加の仕組み
- 町民が参加しやすい場づくり
- 町民の意見などに対し、採否とその理由を伝える仕組み
- 町民の声を尊重

質問④  
ポイント

# 子どもの参加権利

まちの将来を担う子どもたちが町政に参加する機会が必要だと思いますか？

年齢に応じた  
まちづくり参加体験を

満20歳未満の青少年・子どもたちにも年齢に応じて、まちづくりへの参加体験・機会を保障するものです。その前提として、学校を含めた教育現場の中でふるさと栗山を学ぶ機会が必要となります。



「ふれあい広場」に参加・体験する子どもたち

質問⑤  
ポイント

# 住民投票制度

町民生活に大きな影響がある課題には「住民投票」の実施も視野にいれるべきだと思いますか？

重要課題の「賛否」を  
町民に直接問う

住民投票の例

住民投票制度は、まちの重要課題に対して、直接町民の賛否を問う仕組みです。投票結果に法的な拘束力はありませんが、町長や議会にとって重要な判断材料となります。

- 市町村合併の是非（南幌町、奈井江町など多数）
- 新しい市の名前（兵庫県一宮町）
- 総合文化会館建設の是非（長野県佐久市）

## 自治基本条例に関する町民アンケート

下記の各質問に対し、あなたの考え方に最も近いものいずれか一つを選んで、（ ）に○をつけてください。

- 質問① 今回の広報を読む以前から、自治基本条例のことを知っていましたか？  
（ ）知っていた （ ）ある程度知っていた  
（ ）知らなかった
- 質問② これまで町政に関する情報が十分に町民に提供され、共有されていたと思いますか？  
（ ）思う （ ）やや思う （ ）どちらとも言えない  
（ ）あまり思わない （ ）思わない
- 質問③ 町政の重要な課題（総合計画策定など）に対して、多様な町民が参加し、意見等を述べる機会の充実が必要だと思いますか？  
（ ）思う （ ）やや思う （ ）どちらとも言えない  
（ ）あまり思わない （ ）思わない
- 質問④ まちの将来を担う子どもたちが町政に参加する機会が必要だと思いますか？  
（ ）思う （ ）やや思う （ ）どちらとも言えない  
（ ）あまり思わない （ ）思わない
- 質問⑤ 町民生活に大きな影響がある課題（合併問題など）には、町民の賛否を直接聞く「住民投票」の実施も視野にいれるべきだと思いますか？  
（ ）思う （ ）やや思う （ ）どちらとも言えない  
（ ）あまり思わない （ ）思わない
- 質問⑥ 情報公開や町民参加の仕組みなど、町政運営の基本ルールとして自治基本条例が必要だと思いますか？  
（ ）思う （ ）やや思う （ ）どちらとも言えない  
（ ）あまり思わない （ ）思わない

※表面もありますのでご注意ください。

(切り取り)

## ◆二セコ町の実践例

### もっと知りたい今年の 仕事（予算説明書）

毎年、全世帯に配布している予算の説明書。まちの仕事の内容とお金の使いみちを分かりやすく町民に伝える情報誌



### まちづくり町民講座

役場が持つ各分野の課題を積極的に町民に伝える仕組み。計画段階の事業も積極的に情報公開



## 用語解説

- 総合計画とは？  
栗山町のまちづくりの基本となる最上位計画です。まちの将来像や福祉・教育・産業など各分野の政策方針などを定めます。
- 住民投票とは？  
まちの重要課題に対して、直接町民の賛否(○×)を問う仕組み。選挙と同様、町民が直接投票します。

質問⑥  
ポイント

# 条例の必要性

情報公開や町民参加の仕組みなど、町政運営の基本ルールとして自治基本条例が必要だと思いますか？

より多くの町民が  
納得できるまちづくり

自治基本条例の制定は、まちづくりのゴールではなく新たなスタートとなるものです。町民・議会・行政が「まちの情報共有」し、「町民が町政に積極的に参加」し、これまで以上に住み良いふるさとづくりを進めるために制定を目指すものです。

- 〔4月11日二セコ町長の講演から〕
- ①まちの課題解決のための「意思決定」のルールをつくる。  
まちが抱える課題の解決手法を町民参加で議論し、選択の責任を共有するための意思決定のルールとなる。
- ②「情報共有」と「町民参加」の実践を次代に引き継ぐ。  
町民が情報を共有し、積極的に参加するまちづくりを、自治基本条例で将来に向けて保障する。

## ◆住民投票の実践例

### 総合文化会館建設の是非を問う住民投票 (長野県佐久市…平成21年)

長野県佐久市では、長年の課題であり、建設をめぐる市民の意見が分かれていた「総合文化会館建設の是非」を問う住民投票を実施。討論会の開催など、賛成・反対の十分な情報公開を前提に投票を実施。結果として反対が上回り、建設は中止となった。



アンケート調査の結果は、10月号町広報に掲載いたします。多くの町民皆様さんのご協力をお願いします。

【問い合わせ先】  
町経営企画課地域政策グループ  
Tel 73-7502



# 知っておきたい よさん まちの予算

## 栗山町の予算と財政状況

vol.4

【問い合わせ】  
町経営企画課  
行政経営グループ  
☎7503

### 歳入予算の構成

#### 自主財源と依存財源

まちの収入となる「歳入」は、町民の皆さんから納めていただく「町税」のほか、国から交付される「地方交付税」、町の借入金となる「町債」など、さまざまなものがあります。

これらの歳入については、町税や使用料・手数料など、国や道に頼らないで町が自主的に調達する「自主財源」と、地方交付税、国庫支出金、町債など、国や道からの財政援助資金となる「依存財源」に分類され、自主財源が多いほど自主的な財政運営を進めていくことができます。

平成24年度における一般会計の歳入総額72億4600万円に占める割合は、自主財源が19億3915万円

で26・8%、依存財源が53億685万円で73・2%となっています。

町の財政は、地方交付税など、国や道からの財政援助により成り立っているのが現状で、国の財政運営方針等の影響を受けやすい歳入構成となっています。ちなみに、道内の多くの市町村は自主財源の割合が低いのが現状です。

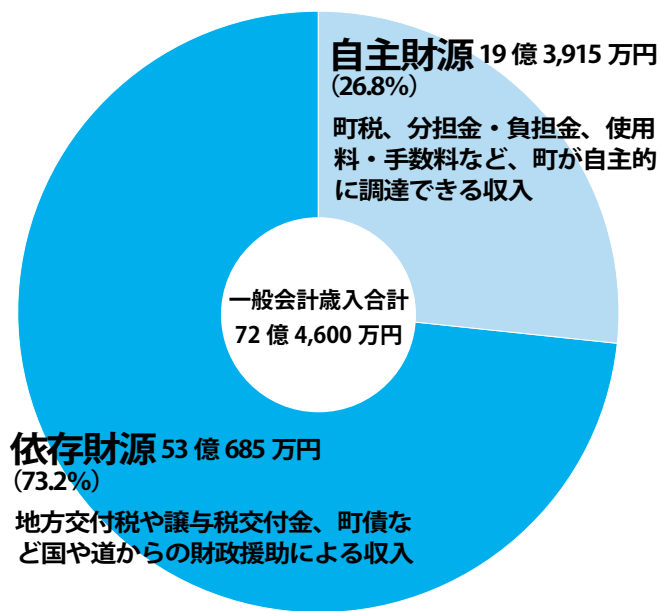
また、平成24年度一般会計予算の中で、一番収入の多いものは、地方交付税の31億8000万円で、次に町税の12億3115万円、町債の7億3650万円の順となっています。

### 地方交付税の推移

地方交付税は、全国どの市町村においても一定水準の行政サービスができるよう、必要な財源を国から交付されているもので、本町の収入の約4割を占める重要な財源です。

本町におけるこれまでの交付実績は、平成12年度の約37億円をピークに、翌年以降、国の財政悪化による交付税の算定見直しや、平成15年度からの国の三位一体改革などにより、交付総額が削減されることとなり、平成19年度には、約30億円にまで減少しました。平成20年度以降は、国の緊急経済対策の実施などにより一時的ではありますが、微増傾向となっており、平成23年度では、約33億円の実績となっています。

### 平成24年度 一般会計歳入予算の構成比率



#### 歳入項目の説明

##### ①自主財源

###### 【町税】

町民税や固定資産税、軽自動車税など町民の皆さんが納める税金

###### 【分担金・負担金】

保育料や給食費など特定の方を対象とした負担金

###### 【使用料・手数料】

公営住宅家賃など町の財産の使用料。各種証明書の発行や登録などを行う際の手数料

##### 【繰入金】

積立金の取り崩しや他の会計からの繰入による収入

##### 【その他収入】

町有財産の売却や運用収入、寄附金、雑収入など

##### ②依存財源

###### 【地方交付税】

一定水準の行政サービスを保つための国からの交付金

###### 【町債】

建設事業などを行うための借入金

### 町税の内訳

一般会計予算の17%を占める町税は、町民税、固定資産税、軽自動車税、町たばこ税、特別土地保有税、都市計画税、入湯税の7つの項目で構成しています。

平成24年度の主な内訳では、固定資産税が5億4833万円で44・5%、町民税が4億9618万円で40・3%と、2つの町税で約8割を占めています。

また、今年の予算を前年度と比較すると、固定資産税や都市計画税などの落ち込みにより、2098万円の減収となります。この固定資産税、都市計画税が減少した主な要因は、3年に一度行われる家屋の評価額見直しに伴い課税額が減少したことによるものです。町民税では、個人において年少扶養控除が廃止されたことに伴い、増加しています。

| 区 分            | 説 明                                                  | H24 予算額      |
|----------------|------------------------------------------------------|--------------|
| 町民税<br>(個人・法人) | 個人～町民の皆さんが前年の所得に応じて納める税金<br>法人～町内の事業所などを有する法人等が納める税金 | 4 億 9,618 万円 |
| 固定資産税          | 土地、家屋、償却資産の所有者が納める税金                                 | 5 億 4,833 万円 |
| 軽自動車税          | 軽自動車、原動機付自転車などの所有者が納める税金                             | 2,905 万円     |
| 町たばこ税          | たばこの卸売業者が納める税金（町内で販売するたばこに課税）                        | 9,846 万円     |
| 特別土地保有税        | 一定規模以上の土地の所有、取得者が納める税金<br>※平成15年以降は、新規課税を停止          | 34 万円        |
| 都市計画税          | 都市計画区域内の土地、家屋の所有者が納める税金                              | 5,577 万円     |
| 入湯税            | 町内温泉施設が納める税金（温泉施設に入浴した12歳以上の方に課税）                    | 302 万円       |

| 依存財源の内訳 53 億 685 万円 |               |       |
|---------------------|---------------|-------|
| ■地方交付税              | 31 億 8,000 万円 | 43.9% |
| ■町債                 | 7 億 3,650 万円  | 10.2% |
| ■国庫支出金              | 6 億 521 万円    | 8.4%  |
| ■道支出金               | 4 億 9,964 万円  | 6.9%  |
| ■その他交付金             | 2 億 8,550 万円  | 3.8%  |
| (その他交付金の内訳)         |               |       |
| 地方譲与税               | 1 億 400 万円    |       |
| 地方消費税交付金            | 1 億 4,500 万円  |       |
| ゴルフ場利用税交付金          | 1,100 万円      |       |
| 自動車取得税交付金           | 1,600 万円      |       |
| 利子割、配当割交付金ほか        | 950 万円        |       |

| 自主財源の内訳 19 億 3,915 万円 |               |       |
|-----------------------|---------------|-------|
| ■町税                   | 12 億 3,115 万円 | 17.0% |
| ■分担金・負担金              | 1 億 4,000 万円  | 1.9%  |
| ■使用料・手数料              | 1 億 8,535 万円  | 2.6%  |
| ■繰入金                  | 1 億 6,603 万円  | 2.3%  |
| ■その他収入                | 2 億 1,662 万円  | 3.0%  |
| (その他収入の内訳)            |               |       |
| 財産収入                  | 2,144 万円      |       |
| 寄附金                   | 30 万円         |       |
| 諸収入                   | 1 億 4,488 万円  |       |
| 繰越金                   | 5,000 万円      |       |
|                       |               |       |



# 封筒広告を募集します

町の封筒で企業広告をはこびます！

平成19年11月より、町が発送する「共通公用封筒」へ民間事業者の広告を掲載し、町の資産を有効活用した「広告掲載事業」を実施しています。

広告掲載事業は、町の資産を広告媒体として、民間事業者との協働によって町の新たな財源を確保するとともに、町民サービスの向上や地域経済の活性化を図ることを目的としています。

平成24年10月から使用を開始する「栗山町共通公用封筒」への有料広告を次のとおり募集いたします。

【1 枚】  
48,000 円

【1/2 枚】  
24,000 円

## 【問い合わせ】

町経営企画課  
行政経営グループ  
☎ ⑦ 7503  
FAX ⑦ 3179  
E-mail: gyousei-kei-g@town.kuriyama.hokkaido.jp

## ◎封筒の仕様等について

|       |                                              |
|-------|----------------------------------------------|
| 封筒種類  | 角 2 号封筒                                      |
| 封筒規格  | 縦 332mm × 横 240mm                            |
| 発行頻度  | 月平均 1,000 枚                                  |
| 使用内容  | 汎用封筒（役場各課所、教育委員会、北海道介護福祉学校が配布・発送する公用封筒として使用） |
| 配布エリア | 主に町内全域                                       |
| 配布方法  | 郵送及び手渡し                                      |

## ◎広告掲載募集内容について

|        |                                                                                                                                     |
|--------|-------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------|
| 封筒種類   | 角 2 号封筒                                                                                                                             |
| 発行部数   | 12,000 枚                                                                                                                            |
| 使用予定期間 | 平成 24 年 10 月～平成 25 年 9 月                                                                                                            |
| 広告規格   | 縦100mm×横100mm（1 枚あたり）                                                                                                               |
| 募集枚数   | 4 枚                                                                                                                                 |
| 掲載面・位置 | 封筒の裏面（上下段）                                                                                                                          |
| 印刷色    | 茶（1 色）                                                                                                                              |
| 広告料    | 【1/2 枚】 24,000 円<br>（内訳 @2 円× 12,000 枚）<br>【1 枚】 48,000 円<br>（内訳 @4 円× 12,000 枚）<br>【2 枚】 72,000 円<br>（内訳 @4 円× 2 枚× 12,000 枚× 75%） |

## 町営バスの運行について

【問い合わせ】  
町建設水道課  
総務管理グループ  
☎ ⑦ 7512

## 町営バスの路線名・運行時間が変更になります

8月6日より町営バスの路線名・運行時間が変更になります。

利用者の皆さまには、ご不便をお掛けしますが新しい時刻表をご確認され、ご利用くださいますようよろしくお願い致します。

## 主な変更点

### ■路線名の変更

栗山継立線  
①便・②便・③便から  
「継立線」と「日出線」に変更  
※路線名の変更のみです。杵臼・桜山・大井分の経由地は変わりません。

### ■時間の変更

角田循環線  
午前7時30分発から  
午前8時発へ変更

### ■便数の変更

スクール A コース、スクール B コースの午後の混乗便は廃止となります。予約運行便をご利用ください。

## 予約運行便の変更

予約運行便の予約受付が予約センターから次の通り変更になります。

### 滝下線の予約

■運行会社 まるこうハイヤー  
電話 ⑦ 0465  
FAX ⑦ 1616

### 日出線の予約

■運行会社 栗山ハイヤーバス  
電話 ⑦ 9711  
FAX ⑦ 9722

受付時間は午前8時から午後6時まで（土日祝祭日も受付が可能です。）  
詳細の時刻表、路線図などはホームページでも確認できます。

http://www.town.kuriyama.hokkaido.jp/docs/2012062600041/

## 申し込みにあたっての注意事項

- ① 使用予定期間については、申し込み件数の状況により、前後することがあります。
- ② 使用予定期間内に封筒を全て使用した場合は、その時点で広告掲載を終了し、期間内に在庫が残った場合は、全て使用するまで広告掲載を延長いたします。
- ③ 栗山町広告掲載要綱・栗山町広告掲載基準に規定されている「広告媒体として不適当な広告」は、掲載できません。

## 申込期間・申込方法

### ■申込期間

平成24年8月1日（水）～8月24日（金）

### ■申込方法

「広告掲載申込書」に必要事項を記入の上、広告のイメージ図を添えて直接持参されるか、郵送、EメールまたはFAXで提出してください。

※「栗山町広告掲載申込書」は、町経営企画課で配布、または町ホームページからもダウンロードすることができます。（http://www.town.kuriyama.hokkaido.jp/docs/2012041100029/）

## バナー広告・公用車広告も随時募集中です

町ホームページのバナー広告、町公用車・町営バスの有料広告も随時申し込みを受け付けております。

詳しくは左記へお問い合わせください。

### ■ホームページのバナー広告

町総務課広報・情報グループ  
☎ ⑦ 7501



上部バナー：1 ヵ月 10,000 円  
下部バナー：1 ヵ月 5,000 円  
※それぞれに継続割り引きの金額が設定されています。

### ■町公用車・町営バス広告

町建設水道課総務管理グループ  
☎ ⑦ 7512



公用車：1 ヵ月 2,000 円  
町営バス：1 ヵ月 15,000 円～  
※広告掲載場所により単価が変わります。それぞれに継続割り引きの金額が設定されています。

## こんにちは！ 私たち栗山青年会議所です。⑦

## ここでしか味わえない農産物の祭典

こんにちは、(株)栗山青年会議所副理事長の飯尾隆亮です。

来る8月18日（土）は待ちに待った『くりやまマルシェ』です。



わがまち栗山の魅力ある農産物や加工品をはじめ、道内各地の美味しいものが栗山公園に集結します。

この豊かな自然環境のもとで、大切に育てられた今が旬の新鮮やかな新鮮な野菜、その食材を活用した逸品を数多くご用意しております。

今年は栗山のおいしい食材を使用したグルメナンバーワンを決定する「栗山監督杯争奪！うまいもんグランプリ」を開催いたします。栗山の食材を生かしたそれぞれの味覚を存分に堪能していただき、満



ここでしか味わえない農産物の祭典『くりやまマルシェ』見て、買って、食べて、笑顔があふれる楽しい祭典を開催いたします。ぜひご家族、お友達をお誘いの上、ご来場ください。

### 『くりやまマルシェ』

◆開催日時 8月18日（土）  
午前10時～午後4時

◆会場 栗山公園

詳しくは広報折込チラシをご覧ください。





【問い合わせ】  
町地域医療・保健対策室  
☎ 73-2256

### ポリオワクチンが変わります！

現行のポリオの予防接種は、病原性を弱めたウイルスが入っている「生ワクチン」を接種することによって免疫をつけています。

9月1日より、ポリオウイルスを殺し、免疫をつくるために必要な成分だけを取り出した「不活化ワクチン」になります。切り替えに伴い、接種の方法が変わりますのでご注意ください。

### 不活化ポリオワクチンの接種方法

不活化ポリオワクチンは4回の皮下注射になります。

■対象者 生後3カ月～90カ月  
接種対象期間を過ぎて、接種を希望する場合は、全額自己負担となります。

■接種方法  
・初回接種 3～8週の間隔において3回接種  
・追加接種

初回接種終了後6ヶ月以上の間隔を置いて1回接種。9月1日導入時点では、追加接種は定期接種対象外となります。

■用意するもの  
予診票・母子手帳・乳幼児および児童医療費受給者証

### 実施医療機関・接種日程

不活化ポリオワクチンは、9月1日以降、左記の医療機関で接種することができます。

| 医療機関名          | 実施日程                           | 受付時間                                     | 申込先                        |
|----------------|--------------------------------|------------------------------------------|----------------------------|
| にしみこどもクリニック    | 月～木曜日<br>木曜日は午前のみ、<br>第2木曜日は休診 | 8:45～12:30<br>14:30～19:00<br>土曜日は14:00まで | 地域医療・保健対策室<br>☎ 73-2256    |
| 長岡外科整形<br>外科医院 | 火～木曜日                          | 13:30～14:00                              | 接種日の前日<br>13:00までに申し込みください |

### 生ポリオワクチンの接種について

現行の生ワクチンは、9月1日以降に定期予防接種から除外されます。町では、既に生ポリオワクチンを1回接種されている方で、8月中旬に2回目を接種できるように臨時接種日を設けて対応しております。

■臨時接種日  
8月21日(火)・29日(水)・30日(木)・31日(金)  
(30日(木)は午前中のみ)

■医療機関  
にしみこどもクリニック

■申込先・問い合わせ  
地域医療・保健対策室 ☎ 73-2256  
※用意するものについては上記と同様です。接種方法などについて、ご不明な点がございましたら、お気軽にご相談ください。

### 献血のお知らせ

8月には左記日程で献血が行われます。皆さまのご協力を、お待ちしております。

■8月23日(木)  
・松原産業 午前10時～11時  
・栗山警察署 12時30分～午後2時  
・栗山赤十字病院 午後2時15分～午後4時

### 救急外来当番医の試行実施

平成23年度の栗山赤十字病院における救急外来受診者の約9割は、入院を必要としない初期救急患者となっております。

町としては、町民に身近な初期救急医療体制の将来的な安定に向けて、医療関係者で構成する「栗山町地域医療対策委員会」などにおいて検討を行っているところです。この度、その一環として町内の2つの医療機関の協力を得て、次の日程で、救急外来の日曜日開設を試行的に実施します。

当該診療日に急病などで受診される場合は、協力医療機関に事前にお電話のうえ来院ください。

●長岡外科整形外科医院(中央3)  
☎ 1171  
■診察日  
9月23日・10月28日・12月2日

●板垣医院(中央2) ☎ 0250  
■診察日  
9月30日・10月21日・11月18日

※診察時間はいずれも、日曜日の午前8時30分～午後5時。右記以外の土日祝日・夜間の時間帯は、従来どおり栗山赤十字病院が対応します。

## 健康のコラム



ひでふみ 齋藤 秀文  
栗山さいとう眼科院長

### 目の病気 緑内障について

#### ●知らず知らずに発症する緑内障

けではありません。1週間に何人もの患者さんが初めて緑内障と診断されます。「老眼かと思っていたら緑内障だった」「飛蚊症があつて網膜剥離になるかと思つて受診したら緑内障が見つかった」「子どもが学校検診で視力が下がつていて受診して眼底検査をしたら、緑内障だった」などさまざまなケースがあります。

#### ●緑内障の検査

このような緑内障の最初の検査ですが視力検査、眼圧検査、眼底検査、視野検査を行うことになります。緑内障では眼圧が重要な指標になりますが、実は、緑内障のほとんどは、眼圧が正常範囲である正常眼圧緑内障であることが多治見市で行われた調査でわかりました。日本人の平均眼圧は14・5 mmHgであり、ばらつきの程度(標準偏差が2・5 mmHg)を考えると、

正常の眼圧は10～20 mmHgであるということが分かりました(日本眼科学会)。以前は眼圧が上がれば眼底の神経が弱つて緑内障になるという概念でしたが、現在は眼圧が正常でも眼底の視神経が弱く、その眼圧に耐えられない(弱い)と緑内障になりますし、眼底の神経の血液循環がわるいと、緑内障になつてしまふと考えられております。眼底検査は、瞳を点眼薬で開いて(散瞳)行う精密眼底検査が必要です。眼底検査を受けると3～4時間ピントが合わなくなり、運転できなくなりますので、ご自分一人で来院せずどなたかと一緒に来院し、運転してもらい帰宅するなどの注意が必要です。

眼底検査の結果、緑内障が疑われる患者さんは、視野検査を受けていただくこととなります。

視野異常にもいろんなタイプがあり緑内障に特有な変化があれば緑内障と診断されることとなります。

#### ●緑内障の治療

治療は、まずは1種類の点眼から開始します。進行する場合には薬を変更したり、追加したりして、治療を継続します。4種類くらいまで点眼を追加しても進行する場合は、レーザー治療や、手術が必要になります。眼圧の目安ですが、緑内障と診断された時の眼圧を、たとえば20 mmHg(水銀柱)としますと、この3割である6 mmHgを引いた14 mmHg以下に維持すると緑内障の進行が速くないといわれています。とにかく、最初はあまり自覚症状がないので点眼と言っても疑心暗鬼でしっかりささないし、中断してしまう患者さんもあります。これは大変危険です。

#### ●緑内障は放置せず定期的な受診を

栗山赤十字病院に在籍していた時に診察していた糖尿病や、緑内障の患者様が当クリニックにかかれるように開業の際に手紙を書いて(診療情報)いますが、まだ、76人もの患者さんが受診してきておりません。他院眼科にかかつておられるのでしたら良いのですが、開業後1年がたち、これらの患者さんのことが気がかりでなりません。もしもこの記事をお読みになっておられましたら受診していただきたいと思ひます。病気の進行が心配です。